

神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付要綱（別表）

別表第1（第3条関係）

| | 内容（事業用資産に限る） | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|----|-----|----------------|--------|--------------------|--------|----------------|--------|----------------------|--------|
| 求める条件 | (1) 第1条に定める目的の達成を図るため、運営を行うこと (2) 補助対象フードロスロッカーの供用開始日から5年以上継続して、適切な管理・運営を行うこと (3) 市内の複数店舗が、店頭表示価格を下回る価格で商品を販売できるようにすること (4) 補助対象者が食品の安全管理・衛生管理を適切に行うこと (5) 年齢確認が必要となるような商品の販売を行わないこと | | | | | | | | | | |
| 必要とする機能 | (1) 食品に応じた温度帯（常温・冷蔵・冷凍など）で安全に保管できる構造であること (2) 利用者が、非対面で食品を受け取れる仕組みであること (3) 必要に応じて専用アプリ・Webサイト等と連携可能にすること | | | | | | | | | | |
| 設置場所 | 次のいずれかに該当する場所に設置すること (1) 次に掲げるすべての条件を満たす場所 ア. 道路又は公共的な通路から直接出入りできること イ. 小売店舗等、食品ロスが発生しやすい場所に近接していること ウ. 利用者が日常的に立ち寄る場所であること (2) 本市が指定する下記のいずれかの場所 <table border="1" data-bbox="491 1193 1334 1597"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市営地下鉄 三宮駅</td> <td>神戸市中央区</td> </tr> <tr> <td>神戸市営地下鉄 海岸線新長田駅</td> <td>神戸市長田区</td> </tr> <tr> <td>神戸市営地下鉄 名谷駅</td> <td>神戸市須磨区</td> </tr> <tr> <td>神戸市営地下鉄 海岸線中央市場前駅</td> <td>神戸市兵庫区</td> </tr> </tbody> </table> 使用可能範囲は公募要領参照 | 場所 | 所在地 | 神戸市営地下鉄 三宮駅 | 神戸市中央区 | 神戸市営地下鉄 海岸線新長田駅 | 神戸市長田区 | 神戸市営地下鉄 名谷駅 | 神戸市須磨区 | 神戸市営地下鉄 海岸線中央市場前駅 | 神戸市兵庫区 |
| 場所 | 所在地 | | | | | | | | | | |
| 神戸市営地下鉄 三宮駅 | 神戸市中央区 | | | | | | | | | | |
| 神戸市営地下鉄 海岸線新長田駅 | 神戸市長田区 | | | | | | | | | | |
| 神戸市営地下鉄 名谷駅 | 神戸市須磨区 | | | | | | | | | | |
| 神戸市営地下鉄 海岸線中央市場前駅 | 神戸市兵庫区 | | | | | | | | | | |

別表第2（第5条関係）

| 補助対象項目 | 対象となる経費 |
|------------------|---|
| 設備の取得及び設置に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカーの購入費、ラッピング費、運搬費 ・電源改修費 ・基礎工事費 ・その他市長が必要と認めるもの |
| 設備設置後の広告宣伝に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等の制作・印刷費 ・ポスター等の掲示費 ・デジタルサイネージ放映費 ・その他市長が宣伝効果があると認めるもの |

（補助対象外となる経費）

- ・設備の維持管理に要する経費（土地の賃料、ロッカー運転に必要となる電気代等）
- ・交付決定日以前に発注・契約締結した事業費、経費等
- ・補助対象期間後に行った事業費、経費等

別表第3（第8条関係）

| 補助対象項目 | 添付書類 |
|------------------|---|
| 設備の取得及び設置に要する経費 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者概要書(様式第19号) (2) 事業計画書(様式第20号) (3) 収支予算書(様式第21号) (4) 見積書 (5) 設備の仕様及び外形図 (6) 設備の設置（予定）場所を示す位置図 (7) 設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し（契約締結前は、契約書案の写しを可とするが、第7条第1項の規定により交付決定があった場合は、交付決定後、速やかに契約締結後の賃貸借契約書等の写しを提出すること。） (8) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第22号) (9) その他、市長が必要と認めるもの |
| 設備設置後の広告宣伝に要する経費 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書(様式第20号) (2) 収支予算書(様式第21号) (3) 見積書 (4) その他市長が必要と認めるもの |

別表第4（第14条関係）

| 補助対象項目 | 添付書類 |
|-------------------------|---|
| <p>設備の取得及び設置に要する経費</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 収支決算書（様式第23号） (2) 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む） (3) 補助事業の請求書 (4) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号に掲げ契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書 (5) 補助事業の領収書又は振込金受取書の写し (6) 設備を設置した場所を示す位置図 (7) 設備の写真 (8) その他市長が必要と認めるもの |
| <p>設備設置後の広告宣伝に要する経費</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 収支決算書（様式第23号） (2) 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む） (3) 補助事業の請求書 (4) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書 (5) 補助事業の領収書又は振込金受取書の写し (6) 補助事業により作製した広報啓発物 (7) その他市長が必要と認めるもの |

別表第5（第21条関係）

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 設置・機器管理 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象フードロスロッカー本体の調達、設置、維持管理、および撤去 (2) 機器故障時の対応 (3) 清掃・消毒等の衛生管理 |
| 商品の取り扱い・安全管理 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 販売商品の設定 (2) 消費期限・品質管理体制の構築 (3) 消費期限切れ食品の廃棄体制の構築 (4) 販売商品の調達、回収、管理体制の構築 (5) 商品に関する事故発生時の連絡・対応体制の構築 (6) 神戸市健康局保健所衛生監視事務所への必要な届出等の実施 (7) 食品衛生責任者の選任 (8) その他本事業の遂行に必要な許可の取得、手続きの実施 |
| 利用者対応 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象フードロスロッカーの利用方法に関する説明 (2) アプリ・Web サイト等の運用 (3) 補助対象フードロスロッカー、アプリ等の利用に関する問い合わせ対応 (4) 購入時のトラブルに対する対応体制の構築 |
| 広報・市内事業者との連携 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 協力店舗の募集に関する事項 (2) SNS や広報媒体による周知活動 |

別表第6（第22条第3項関係）

| 経過期間（※） | 金額 |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 4年以上5年未満 | 設備の取得及び設置に要する経費に係る補助額の1／5に相当する金額 |
| (2) 3年以上4年未満 | 設備の取得及び設置に要する経費に係る補助額の2／5に相当する金額 |
| (3) 2年以上3年未満 | 設備の取得及び設置に要する経費に係る補助額の3／5に相当する金額 |
| (4) 1年以上2年未満 | 設備の取得及び設置に要する経費に係る補助額の4／5に相当する金額 |
| (5) 1年未満 | 設備の取得及び設置に要する経費に係る補助額全額 |

※ 経過期間とは、補助対象フードロスロッカーの供用開始日から第3条に掲げる補助の要件を満たさなくなった日までの期間とする。